

令和 6 年（2024 年）11 月 19 日
厚 生 委 員 会
報 告 事 項 資 料
福祉部生活福祉総務課

会計検査院令和 5 年度（2023 年度）決算検査報告書における指摘について

1 報告趣旨

令和 2 年度（2020 年度）に実施された会計検査院の实地検査において、年金受給権の調査が十分でなかったこと等により、生活保護費の 3/4 を補助する国の生活扶助費負担金（以下「国庫負担金」という。）が過大に算出されていたことが判明し、令和 6 年（2024 年）11 月 6 日に公表された会計検査院令和 5 年度（2023 年度）決算検査報告書において、指摘を受けることとなったため、報告する。（本市を含め全国 35 自治体について、同様の指摘あり）

2 報告内容

（1）指摘内容

ア 被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず、年金受給権の調査及び請求手続に係る指導が十分でなく、当該世帯主等が年金を受給しておらず年金が収入として認定されていなかった。（10 件）

イ 障害者加算の対象とすべき障害の認定に係る確認が十分でなかった。（2 件）

ア及びイにより、年金を遡及受給したこと等により過多となった扶助費 20,486 千円を過大に支出し、それに伴い不当と認められる国庫負担金の交付額が 15,364 千円生じたと認定された。

（2）本市の対応

实地検査終了後から、扶助費 20,486,443 円について、当該世帯への返還請求を行った。また、令和 6 年（2024 年）11 月 1 日時点で、全体の約 68%にあたる 13,803,788 円を回収しており、残額 6,682,655 円についても引き続き

返還請求を行っている。

なお、国庫負担金の過大交付分は精算により解消済みのため今回の報告に基づく国への返還金は生じない。

（３）再発防止

実地検査後、一連の指摘を受けて、組織的なチェック体制を強化し、老齢年金の資格情報の一元管理を行う等、被保護者の年金受給権に係る調査及び請求手続に係る指導を拡充したほか、加算チェックリストを見直す等、障害者加算要件に係る確認を十分に行い、適正な保護の実施を図る。